

岩国市監査告示第 3 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項の規定による監査を実施し、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので、次のとおり公表します。

令和 6 年 11 月 15 日

岩国市監査委員 平 井 健 司

岩国市監査委員 品 川 充 洋

岩国市監査委員 武 田 伊 佐 雄

令和 6 年度第 1 回定期監査結果

1 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項の規定による監査

2 監査の対象

総合政策部 政策企画課、財政課、施設経営課、交通政策課、課税課、収
税課、デジタル推進課、行政改革室、基地政策課
市民協働部 地域づくり推進課(本庁管内出張所含む)、くらし安心安全課、
市民課

3 監査の実施期間

令和 6 年 9 月 2 日から令和 6 年 10 月 9 日まで

4 監査の着眼点及び実施内容

監査に当たっては、岩国市監査基準（令和 2 年 4 月 1 日制定）に準拠し、財務に関する事務の執行が法令の趣旨に沿って適正かつ効率的、合理的に行われたかを着眼点として、主として令和 6 年度の財務に関する事務（予算の執行、収入、支出、契約、現金等の出納と保管、財産管理等の事務）の執行について、事前に関係部局から必要な資料の提出を求め、監査当日に関係職員から説明聴取などを行うことにより実施した。

5 監査の結果

以上のとおり監査した限りにおいて、令和 6 年度の財務等に関する事務事業の執行処理状況については、関係法令等に基づいて、おおむね適正かつ効率的、合理的に行われていると認めた。